

ふるさと創生基金事業について

(1) 趣旨

ふるさと創生基金事業は、合併特例債等を活用して、各地域の振興や新市の一体感を醸成する取り組みを、地域住民自らが考えて実践するものです。

(2) 対象事業

各支所地域において行われる地域振興のためのソフト事業

新市の一体感醸成に資する事業

対象となる事業(例)

地域資源を活用した事業
伝統文化の伝承等に関する事業
民間団体への助成
コミュニティ活動・自治会活動への助成
商店街活性化対策

原則、単年度事業(継続事業は要相談)。ハード事業は対象外。

(3) 事業の検討方法

次のいずれかの方法で行います。中之島地域では、現在 の方式を採用しています。

地域委員会方式

- ・地域委員会で地域振興に関する事業についての提案・意見を出してもらう。
 - ・地域委員会での意見を参考に、ふるさと創生基金事業実行委員会で事業を企画・立案する。
 - ・実行委員会で計画・立案された事業を、最終的に地域委員会の審査を経て決定する。
- 実行委員会方式
- ・支所にふるさと創生基金事業実行委員会を設置する。
 - ・実行委員会は、地域の地域振興に関する事業を検討し、事業の企画・立案を行う。
 - ・計画・立案した事業は、地域委員会の審査を経て決定する。

(4) 過去の実施事業(H17～H26)

別紙のとおり